

概要版

2021 - 2040

館林市

都市計画マスタープラン

館林市の都市計画に関する基本的な方針

令和3(2021)年3月



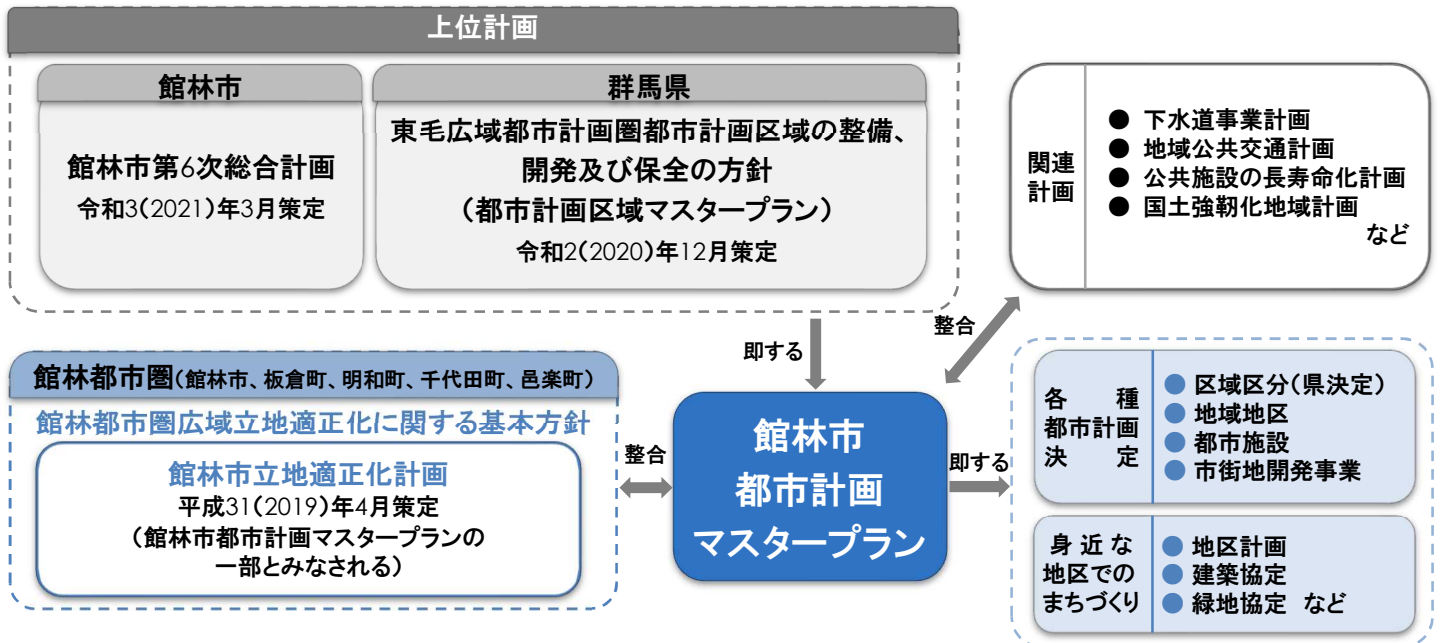
館林市
Tatebayashi City

第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する方針で、「館林市第6次総合計画」や県が定める「都市計画区域マスタープラン」に即して、都市の将来像や土地利用等の方針を明らかにし、市の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、用途地域や市街地開発事業等、市が定める個別の都市計画の決定や変更などの根拠となります。

【計画体系図】



(2) 前回計画時からの主な改定ポイント

平成17(2005)年3月に令和7(2025)年を目標年次とした都市計画マスタープランを策定しましたが、おおむね15年が経過し、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、こうした社会情勢の動きへの対応や館林市第6次総合計画等との整合を図るため、都市計画マスタープランを改定しました。

① 「集約型都市構造」への転換を推進

人口が減少へと転じるなかで持続可能なまちとしていくために、より拠点性を重視した居住と都市機能の誘導による「集約型都市構造(コンパクトシティ)」への転換が求められています。

平成31(2019)年4月に策定した立地適正化計画における都市機能誘導区域や居住誘導区域の指定等と合わせ、本計画においてもコンパクトで持続可能な都市の実現に向けた方針を定めています。

② 都市計画道路等の見直し

都市計画道路等についても、今後の人口規模に見合った都市構造に向けた見直しが必要となっています。また、持続可能なまちとしていくためには、拠点間を結ぶ交通サービスの充実等、公共交通ネットワークの再構築も必要となっています。

このため、交通体系の基本方針においては、拠点や土地利用の基本方針を踏まえた上で、コンパクト・プラス・ネットワークを実現するための方針を定めています。

③ 地域別構想の策定

地域の特性や課題を踏まえて、特色あるまちづくりの推進を図るため、行政区のまとまりごとに将来像等の方針を定めた「地域別構想」を新たに策定しました。

(3) 目標年次

中長期的な見通しをもった計画とするため、開始年次を令和3(2021)年度とし、20年後の令和22(2040)年度を目標年次としており、「館林市第6次総合計画」の目標年次である令和12(2030)年度に見直しを行います。なお、想定していない社会情勢の変化などが生じた場合には、適宜見直しを行います。

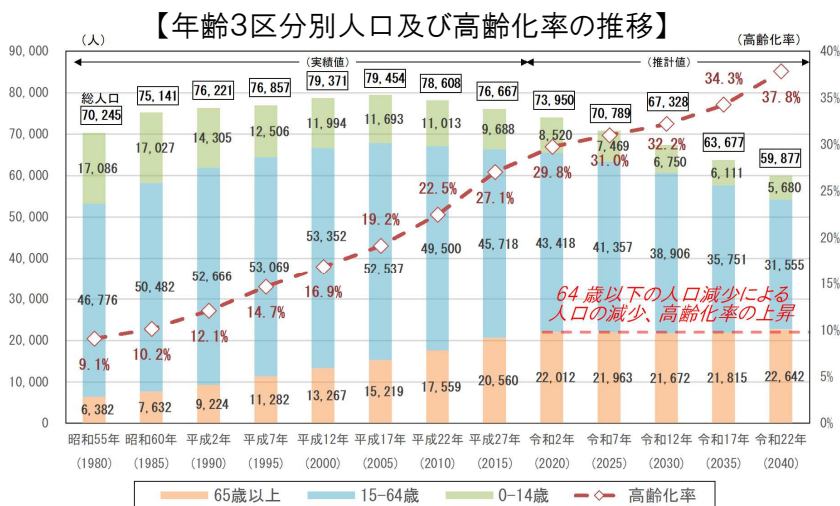
第2章 館林市の現状と都市づくりの課題

(1) 都市づくりの現状と課題

課題1 人口動向 「持続可能なまちづくりによる人口減少や高齢化への対応」

総人口は、平成17(2005)年の79,454人をピークに減少傾向が続いており、令和22(2040)年には59,877人と平成27(2015)年の76,667人に比べて21.9%減少することが予測され、高齢化も急速に進んでおり、令和22(2040)年には37.8%にまで上昇することが見込まれます。

- 人口減少に対応した都市構造を形成することが重要
- これまで整備してきた都市基盤や施設を有効活用
- 医療、福祉、商業施設等の都市機能の集積や公共交通網の見直しを図り、持続性の高いまちづくりへ転換



出典: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計平成30(2018)年3月30日」

課題2 土地利用 「自然の豊かさと市街地の暮らしやすさを両立する土地利用の規制、誘導」

人口集中地区(DID)は昭和45(1970)年以降拡大している一方、人口集中地区内の人口密度は昭和45(1970)年の68.6人/haから低下が続いており、平成27(2015)年には41.3人/haにまで低下しています。また、近年は空き家等の増加が顕著に見られます。

課題3 道路交通 「広域都市圏の中心にふさわしい道路交通軸の形成」

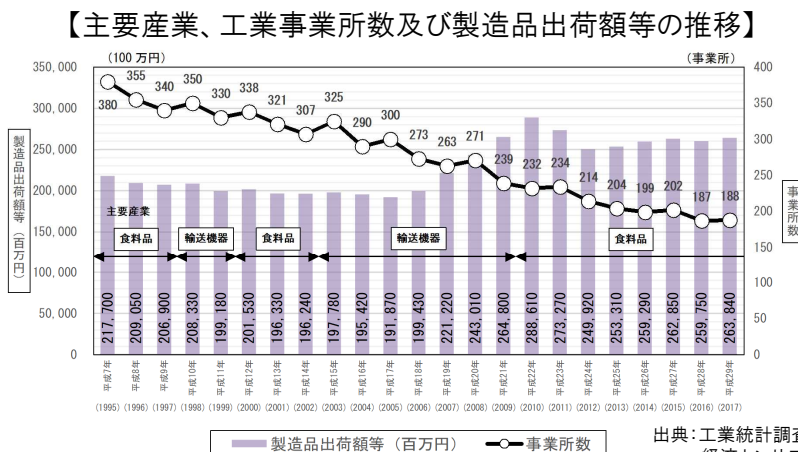
東日本の大動脈のひとつである東北自動車道をはじめ、一般国道2路線、主要地方道6路線、一般県道13路線が通っており、広域圏における中心都市としての役割を担っています。平成27(2015)年のパーソナルリップ調査では、公共交通(鉄道、バス)の利用割合は1割に満たず、自動車の依存が高い傾向にあります。

課題4 産業(農業、商業、工業) 「市の活力を生み出す産業機能の充実」

工業事業所数は、平成7年(1995)以降減少傾向が続いており、製造品出荷額等は平成17(2005)年からは増加傾向にありましたが、平成22(2010)年をピークに減少し、横ばいで推移しています。

また、平成30(2018)年時点で市内にある産業団地等には102社が立地しており、すべて分譲済みとなっていることから、新たな産業団地等の整備が必要となっています。

- 広域交通網をいかした新たな産業団地の整備による産業機能の誘致



出典: 工業統計調査、経済センサス

課題5 環境、歴史、文化 「豊かな自然環境や歴史、文化的資源の保全と活用」

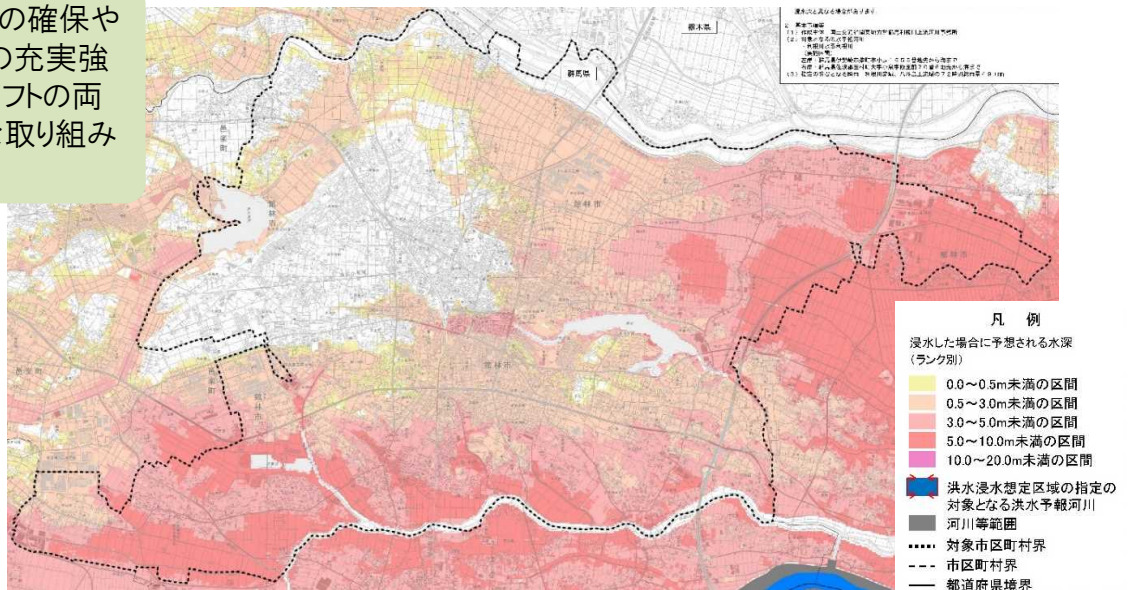
北に一級河川渡良瀬川、隣接する邑楽郡明和町を隔てた南に一級河川利根川と、南北に大きな河川が流れ、城沼、多々良沼、茂林寺沼、近藤沼など多くの池沼が点在し、令和元(2019)年には人と沼とが共生して育まれた歴史文化(沼辺文化)である「里沼SATO-NUMA」として日本遺産に認定されたこともあり、本市の魅力をいかしたい観光資源の開発とその魅力の発信が求められています。

課題6 災害リスク 「大規模災害に対する事前対策」

一級河川利根川の浸水想定では、市全体の70%(55千人)が被災する見込みとなっています。市街化区域でも68%(34千人)と半数以上が浸水想定区域に含まれており、近年の頻発、激甚化する自然災害を踏まえたまちづくりが必要になっています。

【利根川洪水浸水想定区域図】

- 広域避難ルートの確保や自主防災組織の充実強化などハード、ソフトの両面から総合的な取り組みを推進



出典：洪水浸水想定区域図(想定最大規模)国土交通省 平成29(2017)年7月

課題7 都市財政 「効率的かつ効果的な都市経営の展開」

財政状況は、急速な少子高齢化の進展を背景として、生産年齢人口が減少する一方、民生費が増加していく状況において、公共施設をはじめ様々な社会資本の老朽化対策、自然災害への備えなど、依然として厳しい状況が続いています。

(2) 都市計画マスタープランに反映すべき視点

上位計画や本市の現状と課題等を踏まえて、「館林市都市計画マスタープラン」においては以下9つの視点を重視し、方針を定めています。

計画に反映すべき9つの視点

- 視点1：コンパクトでウォーカブルなまちづくり
- 視点2：住宅、住生活に係る政策の推進
- 視点3：交通ネットワークの強化
- 視点4：空き家、空き地や公共施設等の既存ストックの有効活用
- 視点5：幹線道路沿道やIC周辺等における適正な土地利用の推進
- 視点6：自然環境や歴史、文化の適切な保全と活用
- 視点7：災害対策の強化
- 視点8：効率的、効果的な都市経営
- 視点9：他分野や周辺自治体と連携した施策の展開

第3章 全体構想(市全体の方針)

(1) 将来都市像と都市づくりの目標

都市計画マスタープランは立地適正化計画と整合を図るものであることから、目指すべき将来都市像と都市づくりの目標を「館林市立地適正化計画」と共通のものとしています。

また、計画に反映すべき9つの視点を重視し、取組方針を定めています。

将来都市像

住んでよし 訪れてよし 育みのまち たてばやし

将来づくりの目標

※将来都市像を実現するための都市づくりの目標

目標1：“人を育む”まちづくり

人口減少が進むなかで、“まち”が自立し持続していくために、子どもを安心して産み、子育てがしやすく、次世代を担う子どもたちが安全で安心して暮らし、育つことができる環境を整えるとともに、多様な世代が交流し、心豊かに暮らせるコミュニティが形成され、笑顔があふれるまちづくりを推進していきます。

取組方針1 安心して子どもが育つ環境づくり

取組方針2 住民や地域が主体となった協働のまちづくり

目標2：“暮らしを育む”まちづくり

暮らしの利便性、快適性、安全性を高め、人口密度を維持することで、すべての世代が暮らしやすいまちづくりを推進します。

取組方針1 住民ニーズや地域特性に応じた居住環境の形成

取組方針2 暮らしやすい環境づくり

目標3：“人の交流を育む”まちづくり

地域の魅力を高め、交流人口を増やすとともに、都市圏全体を包括する都市機能の強化や都市間、地域間連携を促進することで、都市圏内外の人々が交流するまちづくりを推進します。

取組方針1 歴史、文化、自然など地域の資源をいかしたまちの魅力向上

取組方針2 館林都市圏の交流、連携の強化

(2) 将来都市構造

◆将来都市構造における2つの考え方

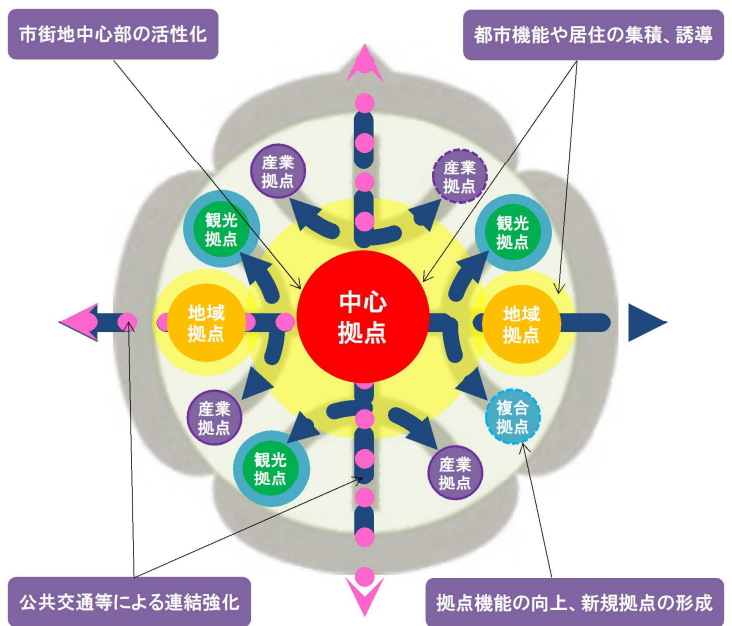
考え方1 持続可能な住民生活を実現する考え方

人口減少、高齢化への対応が求められており、中心拠点や地域拠点に日常生活に必要な医療、福祉、商業施設等の都市機能を誘導し、市街化調整区域の拠点集落等ではコミュニティの活性化を図りながら、それらの拠点等を公共交通で結ぶコンパクトでまとまりのあるまちを形成し、豊かな自然環境と共生を図り、将来にわたって暮らし続けられる持続可能な都市づくりを実現していきます。

考え方2 産業や観光の活性化により市の活力を高める考え方

今後想定される人口減少下においても都市の活動を維持するため、広域交通基盤等をいかに、拠点における産業誘致や観光振興を進め、雇用の創出や交流人口の拡大を図っていきます。

【館林市が目指す集約型都市構造
(コンパクト・プラス・ネットワーク)のイメージ】

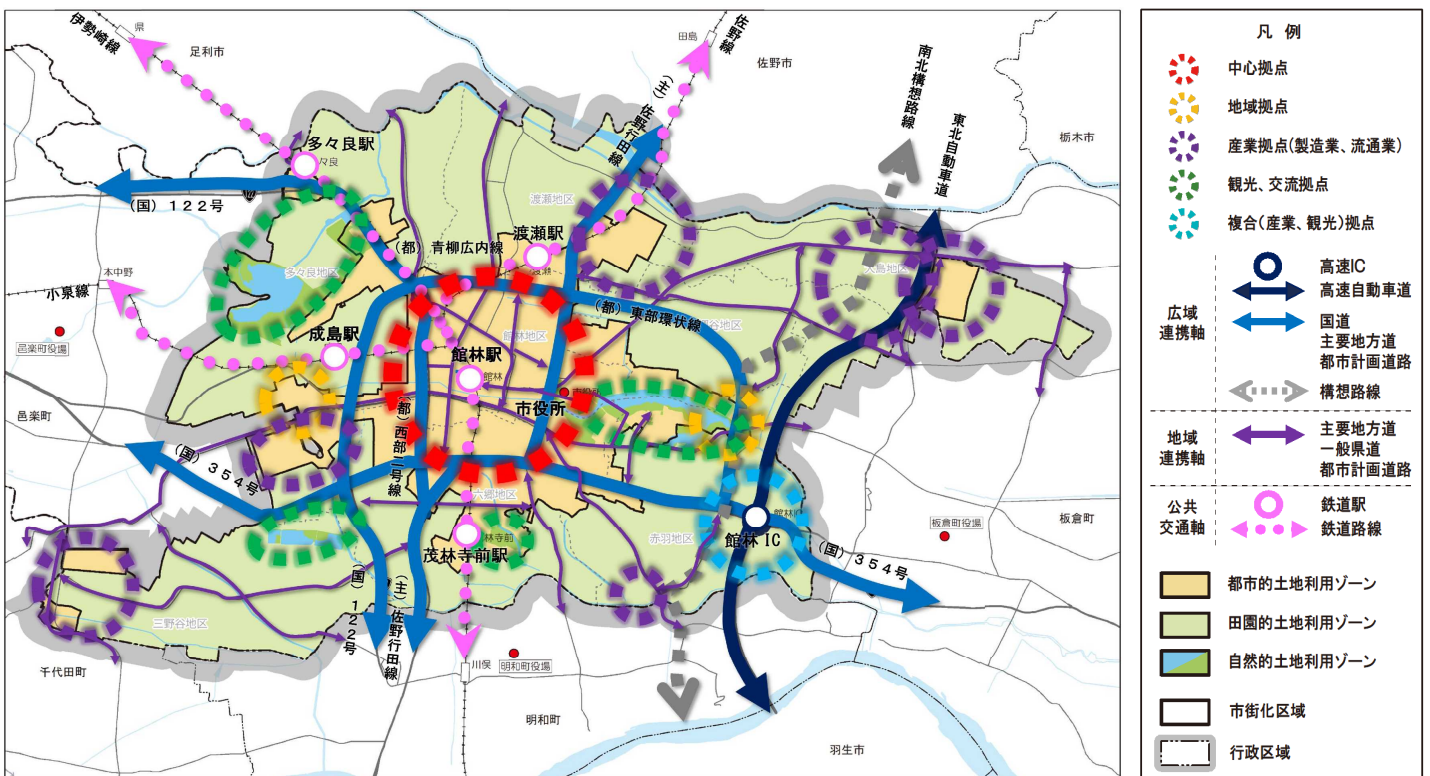


◆館林市が目指す将来都市構造

将来都市像と都市づくりの目標を実現するため、本市の目指すべき将来都市構造を「集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)」としています。

各拠点の機能を高めるとともに、拠点間や拠点集落等との交通ネットワークの強化により、都市全体として機能の充実した生活利便性が高く、経済活力を高める都市構造を目指していきます。

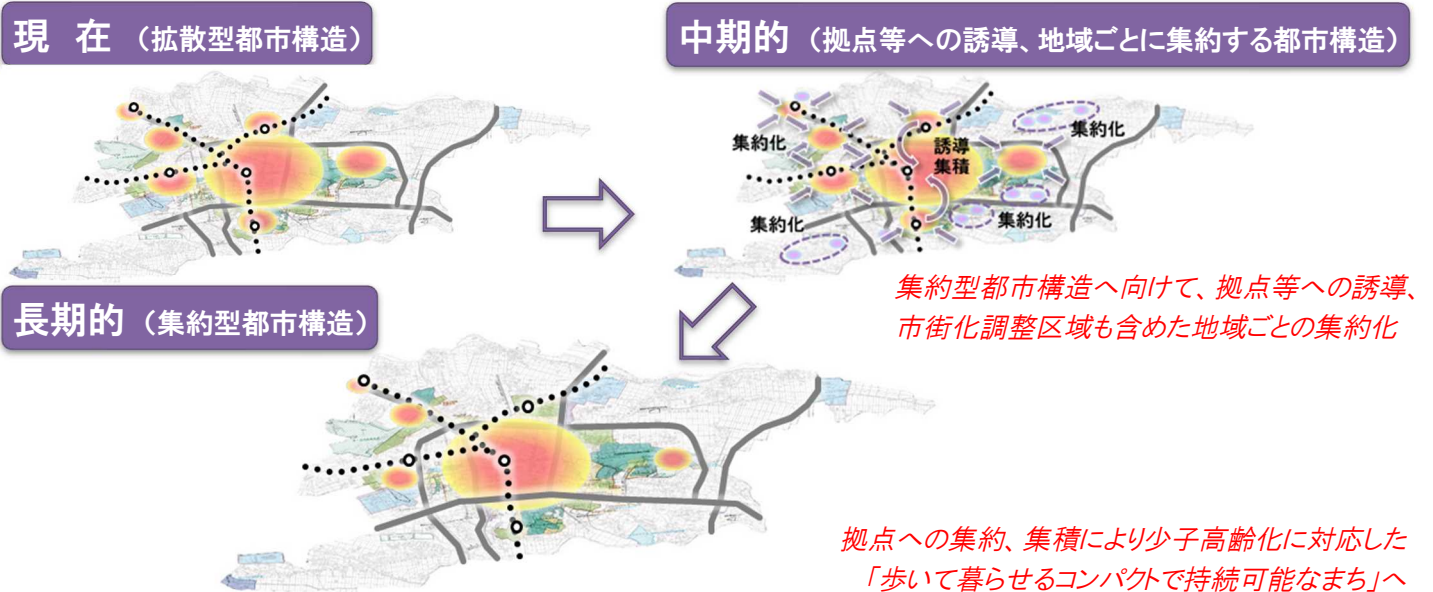
■将来都市構造図



◆都市構造の再編プロセス

現在の財政状況等を踏まえると大胆な構造の転換を短期間を実現することは難しい状況ですが、人口減少、高齢化が進むなかでは、将来に向けて、地域や集落でまちのまとまりを維持しながら、集約型都市構造への転換を進めていくことが必要となります。

【都市構造の再生イメージ】



(3) 分野別基本方針

将来都市像の実現に向け、都市計画に関する4つの分野の基本方針を示しています。

◆土地利用の基本方針

将来都市像

都市の特性をいかして魅力とにぎわいを創出し、誰もが快適に暮らし続けられる土地利用

集約型都市構造への転換の推進

- 立地適正化計画を活用した拠点への都市機能の集積
- まちの魅力を高めるウォーカブル都市の推進
- 土地の高度利用の促進

市街化調整区域における地域の核の形成

- 地区計画制度等の導入の検討
- コミュニティに必要な施設の誘導

質の高い居住環境の形成

- 土地区画整理事業等によるまちづくりの促進
- 開発許可制度の適切な運用
- 空き家、空き地の有効活用
- 子育て世代や高齢者などが暮らしやすい環境づくりの推進

地域特性をいかした土地利用の展開

- 用途地域の見直し等の検討
- 地域特性をいかした新たな拠点等の検討

◆交通体系の基本方針（道路・公共交通）

将来都市像

コンパクト・プラス・ネットワークを実現する 交通ネットワークの構築

都市活力と利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築

- 広域交通網の機能向上
- 都市計画道路網の再構築
- 公共交通（鉄道、バス）軸の強化（地域公共交通計画）
- 地域に適した交通手段の形成（地域公共交通計画）
- 新たな交通手段の検討

安全で快適な交通環境の形成

- 歩行者、自転車等に配慮した道路整備
- レクリエーションネットワークの整備
- 適正な道路維持、管理

◆都市環境の基本方針（公園緑地、下水道河川、その他都市施設、都市景観）

将来都市像

自然や歴史、文化と調和した 便利で暮らしやすいまちづくり

都市施設の効率的な整備と管理

- 公園緑地の質的向上
- 下水道施設等の効率的な整備
- 都市施設の適正な管理
- 都市施設の広域的な連携の検討

魅力ある都市景観の形成と風景の維持、継承

- 自然資源の管理、保全による自然景観の継承
- 歴史、文化的景観資源の保護、活用
- 地域の特性に応じた景観づくり

◆都市防災の基本方針

将来都市像

地域防災力の向上による 安全で安心なまちづくり

国土強靱化地域計画に基づく災害に強いまちづくり

- 「館林市強靱化計画」に基づく重点化施策の推進
- 新たな広域避難、輸送ルート of 整備

防災、減災等のための安全なまちづくりの推進

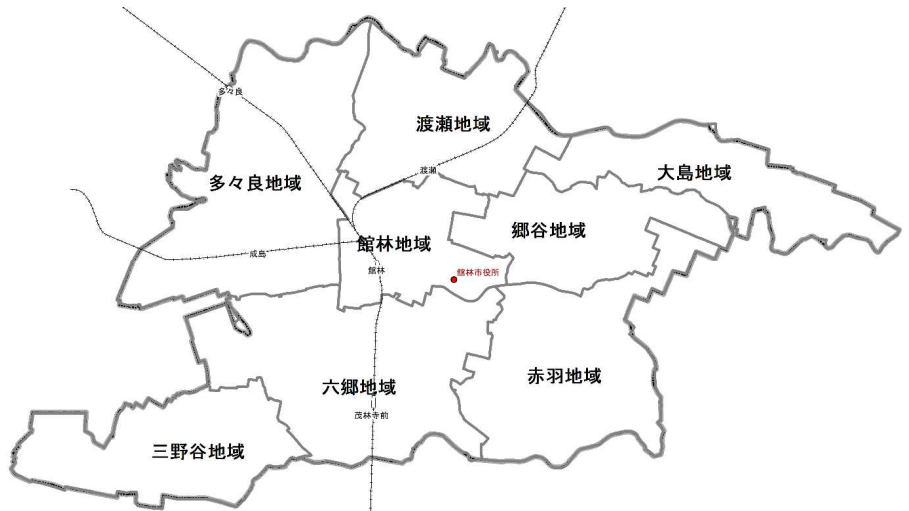
- 災害ハザードエリアにおける防災まちづくりの検討



館林市強靱化計画▶
令和2(2020)年3月

第4章 地域別構想(地域ごとの方針)

行政区のまとまりである、館林地域、郷谷地域、大島地域、赤羽地域、六郷地域、三野谷地域、多々良地域、渡瀬地域の8つの地域に区分し、まちづくりの方針を定めています。



(1) 館林地域

将来都市像

本市の中心として歩いて楽しめる
多様な都市機能が集積するまちづくり

方針1: 広域的な拠点としての都市機能の充実

- 都市機能の誘導等による中心拠点としての魅力度向上
- 館林駅を中心とした歩行者空間の確保
- 都市再生の効率的な推進

方針2: 質の高い居住環境の形成

- 暮らしやすい居住環境の形成
- 子育て関連支援機能等の充実

館林駅(西口)



(都)中央通り線(完成イメージ)



(2) 郷谷地域

将来都市像

自然環境と調和し地域活力を高める
自然資源や交通基盤をいかしたまちづくり

方針1: 周辺環境に配慮した自然資源と交通基盤の活用

- 自然資源の保全と活用
- 幹線道路沿道等における土地利用の誘導

方針2: 居住環境と地域コミュニティの活性化

- 用途地域に応じた土地利用の整序
- 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

城沼



(都)東部環状線



(3) 大島地域

将来都市像

良好な田園と調和し地域活力を高める
産業振興を促進するまちづくり

方針1: 周辺環境に配慮した産業機能の形成

- 産業機能の向上
- 産業振興に向けた事業の推進

方針2: 既存集落を中心とした地域コミュニティの活性化

- 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

館林東部工業団地



大島住宅団地



(4) 赤羽地域

将来都市像

自然環境と調和し地域活力を高める
地域振興や交流を促進するまちづくり

方針1: 観光資源を中心とした交流機能等の充実

- 観光、産業振興に向けた事業の推進
- 地域拠点への都市機能の集積
- 幹線道路沿道等における土地利用の誘導

方針2: 居住環境と地域コミュニティの活性化

- 用途地域に応じた土地利用の整序
- 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

館林インターチェンジ



つつじが岡公園



(5) 六郷地域

将来都市像

さまざまな機能が調和し快適に暮らせる
観光資源や交通基盤をいかしたまちづくり

方針1: 観光資源の活用と周辺環境に配慮した産業機能の向上

- 自然資源の保全と観光資源の活用促進
- 産業機能の向上
- 幹線道路沿道等における土地利用の誘導

方針2: 質の高い居住環境の形成と地域コミュニティの活性化

- 土地区画整理事業等による都市基盤整備の促進
- 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

茂林寺沼



茂林寺前駅



(6) 三野谷地域

将来都市像

良好な田園と調和し地域活力を高める
自然資源や産業機能をいかしたまちづくり

方針1: 自然資源の活用と周辺環境に配慮した産業機能の向上

- 自然資源の保全と活用
- 産業機能の向上

方針2: 既存集落を中心とした地域コミュニティの活性化

- 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

近藤沼



鞍掛第一工業団地



(7) 多々良地域

将来都市像

自然環境と調和し地域活力を高める
観光資源や交通基盤をいかしたまちづくり

方針1: 都市機能の集積と観光資源の活用

- 地域拠点への都市機能の集積
- 自然資源の保全と観光資源としての活用促進
- 幹線道路沿道等における土地利用の誘導
- 産業機能の向上

方針2: 居住環境と地域コミュニティの活性化

- 用途地域に応じた土地利用の整序
- 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

多々良沼



多々良駅



(8) 渡瀬地域

将来都市像

良好な田園と調和し地域活力を高める
産業機能や交通基盤をいかしたまちづくり

方針1: 周辺環境に配慮した産業機能の向上

- 産業機能の向上
- 幹線道路沿道等における土地利用の誘導

方針2: 居住環境と地域コミュニティの活性化

- 用途地域に応じた土地利用の整序
- 市街化調整区域における地域コミュニティの活性化

北部工業団地、渡瀬南部産業団地



渡瀬駅



第5章 実現化方策(マスタープランの実現に向けて)

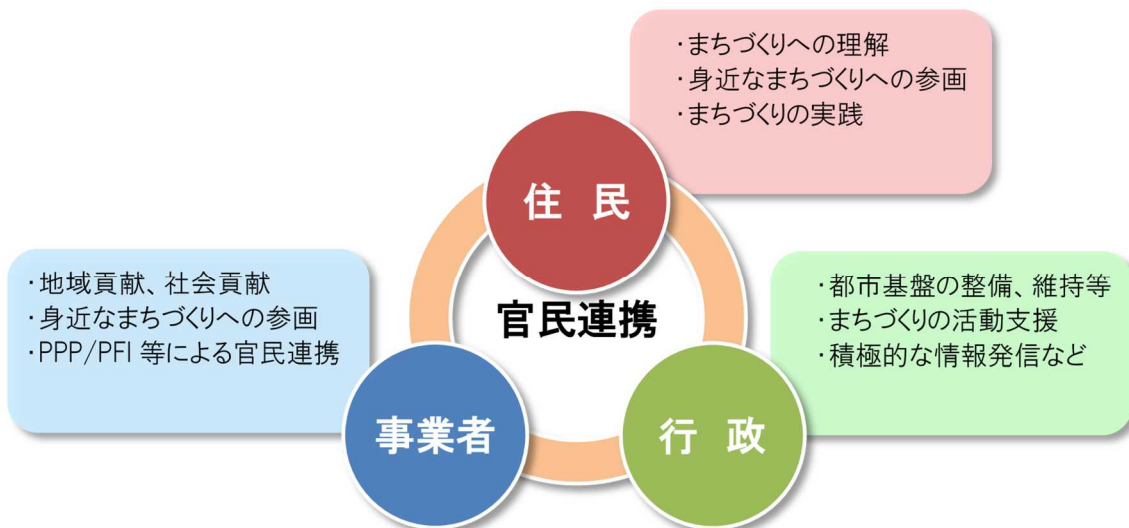
(1) 計画の実現に向けた取組

- 土地利用や建築物などの規制、誘導などに係る事項の決定、変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 具体的なまちづくり施策の実施について、本計画の方針に沿って進めます。
- 土地利用、道路、公園、公共交通、安全、環境など、横断的なまちづくりにおいては、本計画の方針との整合を図り、関係者と調整、連携しながら進めます。

(2) 計画の実現に向けた仕組

■住民、事業者、行政の「協働」によるまちづくり

- 将来都市像を実現するため、住民(NPOなどの市民団体を含む)や事業者、行政が、目指す将来都市像や課題を共有し、それぞれの役割に応じて協働しながら、まちづくりを進めます。
- 都市計画マスタープランを実現するためには、様々な分野の多岐にわたる施策と連携する必要があるため、市内の横断的な連携を図りながらまちづくりを推進します。



■計画の遂行管理と見直し

- 都市計画基礎調査や国勢調査をはじめとした各種統計データを踏まえたまちづくりの過程を適切に進行管理し、本計画に基づくまちづくりの取組を客観的に評価します。
- 都市計画基礎調査の結果や総合計画との整合を図りながら、必要に応じて計画の見直しを行い、より良いまちづくりへの改善を図ります。

TATEBAYASHI Urban Design Master Plan

館林市都市計画マスタープラン 【令和3(2021)年3月】

館林市役所 都市建設部 都市計画課

〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号 TEL : 0276-47-5149 FAX : 0276-72-8871